

新聞輸送車の低公害化

省エネ法が 06 年春に改正され、貨物の荷主に対しても輸送のエネルギー削減を求めることになりました。省エネ法では年間 3,000 万トンキロ以上の貨物輸送を行う荷主は、貨物の輸送量を届け出て「特定荷主」の指定を受けたいえ、輸送に関わるエネルギーについて中長期(3 年から 5 年)の削減計画をたてなければなりません。

朝日新聞社は、06 年度の貨物の輸送量を把握した結果、新聞と出版物の輸送量は 3,410 万トンキロ(新聞約 3,348 万トンキロ、出版物約 62 万トンキロ)でした。このため、07 年 9 月までに、エネルギーの消費原単位を決めると同時に、省エネ計画を提出しなければなりません。その具体策は次のような、「新聞の鮮度を落とさず」に実行できるものにする方針を決めました。

輸送業者を対象としたエコドライブ研修会を実施する

輸送業者に下記の省エネ対策を要請する

- ・車両の整備・点検
- ・更新車両については省エネ車、低燃費車の導入
- ・デジタルタコグラフなどエコドライブ支援機器の導入
- ・環境管理システム(グリーン経営認証など)の導入

輸送業者選定時には、環境管理システム導入など省エネ努力も考慮して選定する

出版物輸送の一部に極力、混載便、コンテナ便を利用する

出版物輸送トラックの積載量を適正化する

輸送業者に対する省エネ車、低燃費車への導入補助を検討する

これとは別に、東京本社では9月、社有車15台のうちの1台を初めてハイブリッド車のプリウス(1500CC)にしました。社外のお客様や社員の送迎、深夜の宅送りに使っています。12台はすでに低燃費車を導入しています。また、アイドリングストップの実施、エコドライブの推奨を行うと共に、深夜の宅送りについてもなるべく相乗りをするようにしています。

<注>「エネルギー消費原単位」とは、輸送に係るエネルギー使用量を、それと密接な関係を持つ値(新聞の場合、トンキロや総ページ数、売上げ額、走行距離などが考えられる)で除した値のこと